

## 動物取扱業の更新申請

- 動物取扱業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。
- 登録の更新申請は、有効期間の2月前から有効期間満了日までの間（更新期間内）に行うことができます。
- また、2つ以上の業の登録を受けていて、うち1つの業が更新期間内の更新申請の対象となっている場合、他の業についても同時に更新申請を行うことができます。
  - ☞ 「更新申請フローチャート」を参照ください。